

中高年世代活躍応援プロジェクト広島県協議会設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針 2019 に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年より、広島県内の関係機関や団体を構成員とする「就職氷河期世代活躍支援ひろしまプラットフォーム」（以下「ひろしま P F」という。）を設置し、当該世代の活躍の促進を図るための事業実施計画の策定、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできたところ。

今般、令和 6 年度に閣議決定された骨太の方針 2024 においては、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、ひろしま P F においても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓くための支援に取り組むこととし、その名称を「中高年世代活躍応援プロジェクト広島県協議会」（以下「広島県協議会」という。）に改めた。

2 構成

- （１） 広島県協議会の構成員は、行政機関、経済団体、労働団体等の別紙 1 の機関を構成員とする。
- （２） 上記構成員の他、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 各構成員の役割

上記 2 の（１）の構成員の役割は、下記のとおりとする。

（１）行政側

① 広島労働局（職業安定部）

- ・ 広島県協議会取りまとめ事務局（主担当）
- ・ 事業実施計画の策定取りまとめ、事業の進捗管理（主担当）
- ・ 各種支援策の周知、広報

② 広島県（商工労働局雇用労働政策課）

- ・ 広島県協議会取りまとめ事務局（副担当）

- ・ 事業実施計画の策定取りまとめ、事業の進捗管理（副担当）
- ・ 県内市町のプラットフォーム（以下「市町 P F」という。）における経済団体等への対応依頼等に関する市町との連絡調整
- ・ 各種支援策の周知、広報
- ③ 広島県（健康福祉局疾病対策課・地域共生社会推進課・社会援護課）
 - ・ 市町 P F との連絡調整
 - ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討（その結果に基づき、必要な人に支援が届く体制の構築）
 - ・ 市町 P F と連携して先進的な地域の取組に係る事例の把握と周知
 - ・ 県内市町の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに関する連絡調整
 - ・ 各種支援策の周知、広報
- ④ 市町（広島市、福山市）
 - ・ 広島県協議会取りまとめ事務局への施策提案
 - ・ 各種支援策の周知、広報
- ⑤ 支援機関（ハローワーク、機構等）
 - ・ 専門窓口、専門チームによる就職支援
 - ・ 企業説明会、面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
 - ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人の確保
 - ・ 中高年世代を対象に含む職業訓練の実施
 - ・ 広島県協議会取りまとめ事務局への施策提案
 - ・ 各種支援策の周知、広報

（２）他の行政機関、経済団体、労働団体等

- ・ 中高年世代を対象とした求人募集・処遇改善等の企業への働きかけ
- ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・ 採用後のフォローアップ支援の充実（正社員化など）

- ・広島県協議会取りまとめ事務局への施策提案

4 広島県協議会における取組事項

広島県協議会においては、次の事項を協議し、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成及び各種支援策の周知

県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境を作る。

また、中高年世代本人及びそのご家族等に対して各種支援策の周知を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握の手法等を検討する。

- ① 正規雇用を希望していながら、不安定な就労状態にある方
- ② 就業を希望しながら様々な事情により長期にわたり無業の状態にある方
- ③ 社会との繋がりを作り、社会参加に向けて、より丁寧な支援を必要とする方

(3) 目標、K P I の設定及び事業実施計画の策定

- ① 広島県における目標、K P I は、適切なものを検討のうえ設定する。
- ② 目標を達成するため、事業実施計画を策定する。
- ③ 事業実施計画に基づく事業の進捗を管理する。

(4) 市町 P F との連携

広島県健康福祉局は、市町 P F の事務局を所管する部局と連絡調整を図り、以下の事項に係る市町 P F との情報共有と広域的課題への対応を行う。

- ・市町 P F の設置に関する市町への働きかけや運営に関する助言等
- ・県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受入れ先の開拓、雇用に当たって必要な配慮等）
- ・経済団体、他の市町等とのつながり作りの支援

- ・市町 P F の好事例の周知等

5 会議の開催

上記 4 を協議するため、年 2 回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 部会の設置

広島県協議会は、必要に応じ、労働・福祉分野ごとの部会を設置・開催することができる。

7 秘密の保持

広島県協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

この要領は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 7 月 16 日から施行する。